

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3892 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 2. 24

・岐阜県関市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内17例目）に係る移動制限の解除について	57
・家畜衛生レポート（群馬県）	58
・家畜衛生レポート（東京都）	60
・家畜衛生レポート（静岡県）	62

☆岐阜県関市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内17例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年2月15日付けプレスリリース）

岐阜県は、関市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内17例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年2月15日（日曜日）0時（2月14日（土曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

（1）岐阜県は、令和8年1月22日に関市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内17例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定し

ました。

（2）岐阜県は、令和8年2月5日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

（3）今般、岐阜県は、国内17例目の防疫措置が完了した令和8年1月24日の翌日から起算して21日が経過する令和8年2月15日（日曜日）0時（2月14日（土曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたし

ます。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

- ・岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内17例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- ・岐阜県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内17例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆家畜衛生レポート（群馬県より）

群馬県西部家畜保健衛生所

1 群馬県の畜産概況

本県の農業は首都圏から近い立地条件に加え、農地が標高10～1400m に分布し、多種多様な生産体系で高品質な農畜産物を生産しています。中でも本県の畜産は農業産出額1,319億円（令和5年）で、県農業産出額の49.7%を占め、本県農業の基幹部門です。また、乳用牛や豚はもとより、肉用牛や採卵鶏においても飼養頭羽数がいずれも全国上位に位置

し、全国有数の畜産県として、安全で良質な畜産物を安定的に消費者へ供給する役割を担っています。

2 群馬県西部家畜保健衛生所の概況

当所の管内は群馬県の南西部に位置し、管轄区域は交通の要衝である高崎市を中心とした4市3町2村からなり、西は長野県、南は埼玉県に隣接しています。総面積は約1,700km²で、県内の約26.7%を占めています。管内の農地はそれぞれの地域の自然環境を活かして、野菜、果樹、花き、米麦、こんにゃく、畜産など、多品目にわたる多彩な農業が展開されています。畜産においては、管内には396農場（愛玩用含む）があり、主な畜種別の飼養頭羽数は、乳用牛4,064頭、肉用牛4,816頭、豚71,272頭、採卵鶏1,796千羽となっています（令和6年2月1日現在の定期報告の集計）。近年は住宅と畜舎の混在化の進行に伴い、臭気やハエの発生などの環境問題が増加しています。さらに、配合飼料等の価格高騰や高止まり、担い手の高齢化と後継者不足による農家数の減少も大きな課題となっています。

当所は家保長・次長以下、環境衛生係、防疫係で構成され、計11名の職員で業務を行っています。環境衛生係は、飼養衛生管理基準の遵守指導、獣医事・薬事、畜産振興、畜産環境対策などを担当、防疫係は家畜の疾病の検査、衛生指導業務を担当し、飼養衛生管理に基づく農家への立入調査は両係で畜種を分担して業務を行っています。

また、群馬県にある5つの家畜保健衛生所は、それぞれの地域にある農業事務所内の課（家畜保健衛

西部家畜保健衛生所管内家畜農場数・頭羽数（家畜伝染病予防法に基づく定期報告値）

市町村	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
	農場数	頭数	農場数	頭数	農場数	頭数	農場数	羽数	農場数	羽数
西部管内計	49	4,064	75	4,816	59	71,272	108	1,796,251	16	581,761
県内計	326	32,449	426	55,841	271	635,614	346	10,564,902	38	1,683,890

注）家畜伝染病予防法に基づき報告された数字を記載。（令和6年2月1日現在）

生課)として組織されており、特定家畜伝染病発生時の対応では、家畜保健衛生課以外の他の課とも役割を分担し、農業事務所全体で現地対策本部の業務を行っています。

3 主な最近の事業概要

・鳥インフルエンザ防疫演習(捕鳥演習)

地元の実業高校にご協力をいただき、高校で飼養されている採卵鶏の廃鶏出荷のタイミングに併せ、生きた鶏を用いて捕鳥から搬出までの手順を確認し練習する防疫演習を毎年開催しています。群馬県では鳥インフルエンザが発生した場合、初動の対応には県農政部職員が率先してあたることになっています。しかし、家畜保健衛生所に勤務以外の職員は、実際に飼養されている生きた鶏に触れる機会は殆どなく、防疫作業動員者は鳥インフルエンザの発生時に農場での防疫作業に参加して初めて生きた鶏に接することが少なくないのが実情です。演習では、生きた鶏の取り扱いに慣れる事や、役割の分担・手順・器具の使い方の確認のほか、農政部職員が率先して防疫作業に臨む一体感の醸成を目的としています。

令和6年度の本演習は、梅雨明け間もない7月下旬の猛暑の中、西部農業事務所職員の他、地元



鳥インフルエンザ防疫演習(捕鳥演習)の様子
猛暑の中での開催であるため、熱中症予防を目的とし防護服の装備は一部簡略化しています。

農協職員、畜産協会職員、併せて20名の参加で開催され、役割を交代しながら進行了しました。

作業への対応状況と研修のブラッシュアップを目的として参加者に事後アンケート調査を実施しました。参加者からは、暑さ寒さへの対策は不可欠であり、現地テント設営や作業環境において従事者への配慮の重要性を訴える意見や、インナー手袋の内側に着用する綿手袋の配布は有効な対策と評価する意見がみられました。また、防護服の着脱については、慣れている人でも基本を守らないケースがあり、注意喚起や正しい脱着方法のレクチャーの継続について必要性を説く意見もありました。初めての参加者からは貴重な実地経験となり、防疫作業の理解が深まったとの意見や、実際の発生時に備えた心構えや対応力の向上が期待されるとの肯定的な意見がみられました。参加者に防疫作業への手応えと自信を付けて演習は終了となりましたが、今回の経験が実際に役立つことの無いよう、我々家畜保健衛生所の職員は鶏飼養者へ鳥インフルエンザ発生予防に向けた指導を徹底しなければならないとの思いを強くした演習でした。

4 おわりに

令和7年1月以降、群馬県内では養豚場における豚熱の連続発生という厳しい状況に直面しました。特に前橋市の大規模養豚農場での発生は、関係機関にとって迅速かつ的確な対応が求められる事例でした。防疫措置の完了までには多くの困難がありましたが、関係者の連携と尽力により、感染拡大の防止に一定の成果を収めることができました。

この経験は、私たちに改めて「飼養衛生管理基準の遵守徹底」「早期発見・早期通報」「野生動物対策」「ワクチンの適正接種」など、基本的な防疫対策の重要性を再認識させるものでした。今後も、現場の声を反映した実効性のある対策を講じるとともに、地域全体での意識向上を図り、家畜衛生のさら

なる強化に努める所存です。群馬県の畜産業が安心・安全な生産を継続できるよう、私たちは一丸となって取り組みを進めていきます。

☆家畜衛生レポート (東京都より)

東京都家畜保健衛生所

1 はじめに

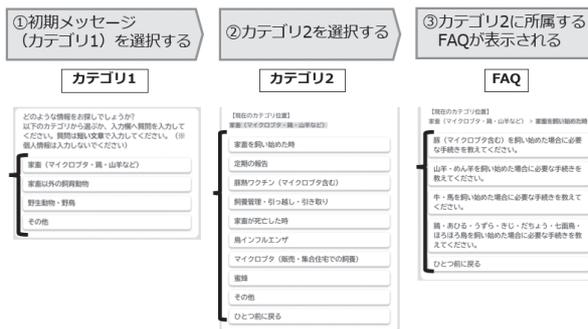
当所のHP (ホームページ) に、利用者からの問い合わせに対して自動で返答するプログラムである「チャットボット」を導入したので、その過程と稼働状況を紹介します。

都では令和元年度以降、マイクロブタブームにより愛玩用として豚を飼養する人が急増しています。これに伴い、愛玩豚飼養者からの電話対応も増加しており、その中で以下の3つの課題が浮上しました。①職員の電話対応負担の増加：年間相談件数が150件から300件程度に増加しました。②法令手続きに関する認識不足：愛玩豚飼養者の多くは家畜の飼養が初めてであり、家畜所有者の定期報告や豚熱ワクチン接種など、法令で定められた手続きを認識していないケースが見受けられます。③問い合わせ対応が開庁時間内に限定されていることによる不便さ：愛玩豚飼養者の多くは、仕事等の都合により、開庁時間内に電話で問い合わせることが困難であると想定されます。

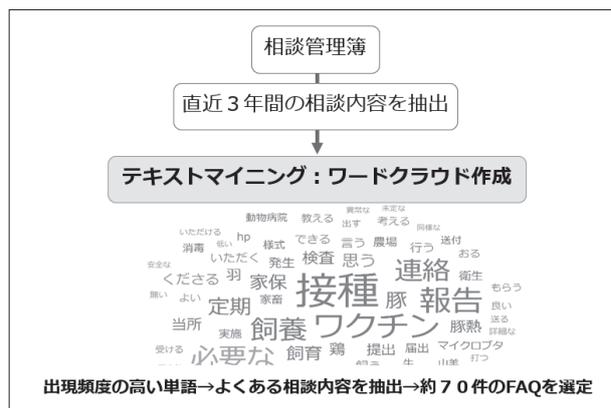
都では全庁的にチャットボットの共通基盤が整備されており、飼養者からの質問内容も定型的なものが多いことから、これらの課題解決に向けチャットボットを導入することにしました。

2 事前準備

チャットボットには「シナリオ型」など複数のモデルが存在しますが、当所では「カテゴリ選択型」を採用しました。このモデルは、利用者が複数の選択肢



「カテゴリ選択型」チャットボット



FAQデータベース作成手順

(カテゴリ) から該当の項目を選ぶことで、次のステップに進み、最終的に当該カテゴリに所属している、よくある質問 (以下、FAQ) に進む形式です。カテゴリ選択型では、カテゴリの設定やカテゴリに所属させるFAQのデータベースが必要となります。

そこで、当所に寄せられた相談内容を記録している管理簿から、直近の内容を抽出し、テキストマイニング技術 (ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析: <https://textmining.userlocal.jp/>) を用いてワードクラウド (※) を作成しました。その結果、相談内容には「ワクチン」、「接種」、「報告」などの単語の出現頻度が高いことが確認されました。これを踏まえ、「定期の報告」や「豚熱ワクチン」に関する相談を中心に、約70件のFAQを選定・登録しました。

※ワードクラウド：文字の大きさや色で出現頻度を視覚的に表現するツール

3 構築～運用開始

作成したFAQデータベースを基に、委託事業者にチャットボットの構築を依頼しました。当所では、FAQの選定以外にもフロートバナー（画面をスクロールしても常に特定の位置に表示されるバナー）のAvatar作成、試行版の操作検証、HPへの組み込み等を行いました。Avatarは豚をモチーフにし、目に留まりやすいGIF（グラフィックス・インターチェンジ・フォーマット）形式で作成しました。

構築期間は3か月、委託事業者との打ち合わせは6回実施し、令和6年12月より当所HPで運用を開始しました。

4 機能紹介

チャットボットには、AIが備わっており、さらに3つの機能が実装されています。

①フリーワード検索機能

カテゴリを選択してFAQを検索する方法の他に、フリーワードを入力して検索することも可能です。

②動的機械翻訳機能

ベースの言語は日本語ですが、外国人の方も利用できるように英語や中国語など、109の言語への自動翻訳が可能です。

③関連キーワード登録機能

関連するキーワード（質問文に含まれていない単語）をFAQに事前登録すると、フリーワード検索で該当FAQを優先表示できます。例えば、「野鳥の鳥インフルエンザ」に関するFAQに「ハト」「カラス」を登録すれば、「ハト」で検索しても該当FAQが表示されます。

5 稼働状況・相談件数の推移

チャットボットの稼働・評価状況については、FAQの利用回数（日別・時間帯別）や満足度評価



チャットボット導入後の当所HP

などが、委託事業者より毎月報告されています。

導入から5か月間の平均閲覧人数は、閉庁日・閉庁日を含めて1日あたり2.2人でした。稼働割合は以下のとおりです。

- ・日別：開庁日 94.7%、土日祝日 5.3%
- ・時間帯別：開庁時間 82%、時間外 18%
- ・デバイス別：PC 83%、モバイル 17%

カテゴリ別では「家畜」に関するFAQが全体の72.3%を占め、特に「家畜を飼い始めた際の手続き」や「豚熱ワクチン」に関するFAQが多く閲覧されていました。中でも「マイクロブタ」に関するFAQは、家畜関連FAQの約3割を占めており、関心の高さがうかがえます。

また、約2割が開庁時間外に利用されていることから、チャットボットの導入により家畜飼養者が疑問をリアルタイムで解消できるようになり、都民サービスの向上に寄与していると考えられます。

次に、相談件数の推移です。チャットボット導入前の令和5年度と、導入後の令和6年度同時期の相談件数を比較したところ、想定に反して新規飼養に関する相談は2.6倍、豚熱ワクチン等に関する相談は3倍に増加していました。これは、HP上でチャットボットを閲覧した愛玩豚飼養者が、定期報告やワクチン接種の必要性を認知したものの、チャットボット上で疑問の解消や手続きが完結しなかったためと考えられます。

6 相談件数の減少に向けた取組

チャットボットの導入により、都民サービスの向上及び飼養者の法令遵守に対する意識向上は図られましたが、職員の業務負担低減にはまだ至っていません。そこで、愛玩豚飼養者からの相談件数を減らすため、以下の2つの取組を進めています。

①新規飼養者情報のオンライン登録

現在、新規飼養者にはチャットボット閲覧の有無にかかわらず電話で聞き取りを行っています。今後、オンライン上で飼養者情報を入力・登録できる仕組みを構築し、相談件数の削減を目指します。

②FAQの見直し

相談件数が増加した要因として、チャットボットに掲載していない問い合わせが多かったことが挙げられます。そこで、相談内容を分析し、FAQの追加登録・見直しを実施しました。今後も継続して、随時FAQの更新を行っていきます。

以上の取組により、今後とも都民サービスの向上と業務の効率化を推進していきます。

☆家畜衛生レポート (静岡県より)

静岡県東部家畜保健衛生所

1 静岡県の概要

静岡県は東を神奈川県、西を愛知県、北は山梨県、長野県に接し、地形的には、北側に富士山と南アルプスなどの山々、南側は太平洋に挟まれ、東西に長い地形となっています。気候は温暖で、平地ではほとんど雪が降りません。

風土や経済圏等から、首都圏に近い東部地域、県庁所在地である静岡市を中心とした中部地域、中京圏に近い西部地域の3つに分かれています。交通網として、東名高速道路、新東名高速道路、東海道新

幹線、富士山静岡空港、清水港等が整備され、人、物の交流が盛んに行われています。

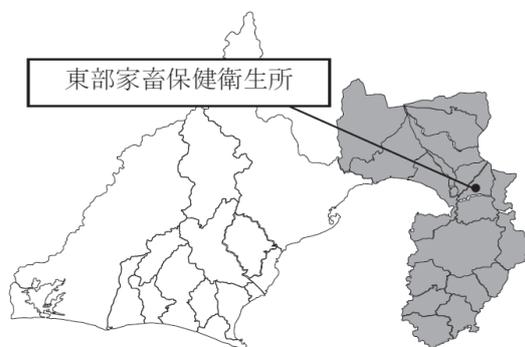
2 静岡県の畜産

本県の畜産は、上記の立地条件と優れた生産技術を活かし、新鮮で安全、かつ高品質な畜産物の安定供給に寄与しています。令和5年の本県の畜産部門の農業産出額は637億円で全国16位、部門別では、生乳が11位、肉用牛24位、豚が25位、鶏卵が10位、ブロイラーが22位となっています。

畜産農家戸数が減少傾向にある中、東部地域の富士山西麓では、酪農や採卵鶏の大規模化が進んでいます。

3 東部家畜保健衛生所の概要

家畜保健衛生所は、東部（函南町）、中部（島田市）、西部（浜松市）の3か所に設置されています。中部には、県下全域の高度病性鑑定業務を担う家畜



当所管轄区域



東部家畜保健衛生所 全景

検査課も設置されています。

当所の管轄地は広く、富士山麓から伊豆半島全域を含む11市9町を管轄しています。

職員数は、所長、家畜衛生課長、防疫班8名、保健衛生班5名の合計15名です。

管内の家畜飼養状況（令和7年2月時点）は、乳牛が99戸8,341頭で、肉用牛が49戸8,176頭、豚が30戸約2万4千頭、採卵鶏（100羽以上）が41戸406万羽、肉用鶏が11戸71万9千羽となっています。蜜蜂は184戸1,993群となっています。

東部は首都圏から近いこともあり、観光産業が盛んな地域でもあることから、6次産業化により、特徴のある経営を行う農場もあります。

4 主な業務内容

(1) 特定家畜伝染病防疫対策

本県では高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に備え、速やかに初動体制を構築し、円滑に防疫作業が実施できるよう全庁を挙げて危機管理対策に取り組んでいます。

具体的には、静岡県防疫指針・防疫対策マニュアル等の整備、防疫資材の備蓄、作業員動員体制の整備を行うとともに、関係業者・団体（建設業協会、ペストコントロール協会、高圧ガス溶材組合、バス協会、トラック協会、産業廃棄物協会、日本建設機械レンタル協会中部ブロック等）との協力協定を締結し、これらと連携した県域及び各地域の防疫演習を実施しています。

管内では発生時に現地対策本部長を担う東部地域局長及び賀茂地域局長を筆頭に、農林事務所、健康福祉センター（保健所）と連携し、防疫体制の整備を行うとともに、発生を想定した防疫演習（図上、実動）を毎年実施しています。

令和5年には、各協定団体と連携し、集合施設及び防疫拠点の設置、運営、資機材の取扱いや防疫作業員の輸送について演習を実施しました。



初動対応の図上演習



協定団体との防疫演習

(2) 養豚場でのネズミ防除対策

管内では、養豚場の立地や豚舎構造から一部でネズミ被害を受けやすい養豚場があったことから、農場主とともにネズミ駆除を実施しました。その後、環境的、科学的、物理的防除を総合的に組み合わせるIPMプログラムを作成し農場で運用しています。今後も、当所では、ネズミ被害を防止するために農場、畜種を拡大しネズミ対策に取り組んでいきます。

(3) 養豚場における豚熱ワクチン接種

静岡県は、令和元年10月18日にワクチン接種推奨地域に指定され、11月3日からワクチン接種を開始しました。管内では、愛玩用のミニブタも含

め、令和6年3月末までに、約35万頭の豚にワクチン接種を行いました。免疫付与率を高値に維持するには課題もありますが、引き続き飼養者と協力して対応していきます。

(4) 野性イノシシの豚熱対策

静岡県は、平成30年9月から死亡イノシシの検査を、令和元年7月から捕獲イノシシの検査を実施しています。死亡イノシシは当初、家保職員が採材していましたが、飼養豚との交差汚染防止のため、現在、死亡イノシシの検体採取を県獣医師会に委託するとともに、採材補助を家保以外の農林事務所職員が行う等、県の農業関係組織全体で対応に力を入れているため、家保は養豚農家への対策指導（豚熱ワクチン接種や消毒実施、野生動物侵入防止柵、ネット設置、飼養衛生管理の徹底指導など）に特化できています。

管内では、令和2年7月に富士宮市で陽性イノシシが確認されて以降、令和7年6月26日までに237頭（7,601頭中）の陽性が確認されています（県全体18,190頭中622頭で陽性）。

陽性確認エリアは管内全域に広がっており、養豚関係者は危機感を強めているところですが、放牧を続ける生産者もおり、継続的に衛生指導を行っています。

5 おわりに

当所管内は、メガファームから新規就農者による小規模農場まで、多種多様な経営体が存在する中、特定家畜伝染病発生時への備えとともに、重要な生産性の阻害要因となる疾病防除、安全・安心な畜産物を提供するための対策や指導に努め、引き続き生産者を支援していきます。

通信

イタリアでミラノ・コルティナ冬季五輪が開催されており、日々繰り広げられる華麗な技やスピードから目が離せない日が続いています。スキー、スノーボード、スケートと各競技での日本人選手が活躍し朝から元気をもらっているのではないのでしょうか。4年に一度の大会に向けて練習を重ね、コンディションを整えて、最高のパフォーマンスをする選手たちを見ながら、どことなく獣医師国家試験に臨む学生を重ねていました。2月に入り関東でも一段と寒い日が続き、つい先日は自宅ちかく（千葉）でも10cm程の積雪がありました。国家試験当日（17、18日）の天気は大丈夫かとの心配をよそに、幸いにも各試験地は天気にも恵まれ大きな混乱なく試験を終えることができたのは何よりでした。多

くの方の合格を心から願っています。

さて、今年は衆議院の解散総選挙があった関係で、2月18日に特別国会が召集され、会期は150日間とされています。家畜衛生の推進や畜水産物の安全確保などに必要な新年度予算がしっかり確保されるよう、また関連法案の審議が円滑に進むよう対応してまいりたいと思います。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1